



# 宮 崎 県 公 報

平成25年 6 月 3 日（月曜日）号外 第36号

発行・印刷 **宮 崎 県**  
宮崎市橘通東 2丁目10番 1号

発 行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料（送料共） 1 年 36,000円

## 目 次

頁

### 告 示

家畜等の移動の制限 -----（家畜防疫対策課） 1

## 告 示

### 宮崎県告示第 357号の 2

鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法施行細則（昭和26年宮崎県規則第54号）第 4 条の規定により、次とおり家畜、その死体及び物品の移動を当分の間制限する。

平成25年 6 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 移動を制限する家畜の種類  
鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにそれらの死体
- 2 移動を制限する物品  
病原体をひろげるおそれのある物品
- 3 移動を制限する区域  
児湯郡川南町大字川南の一部